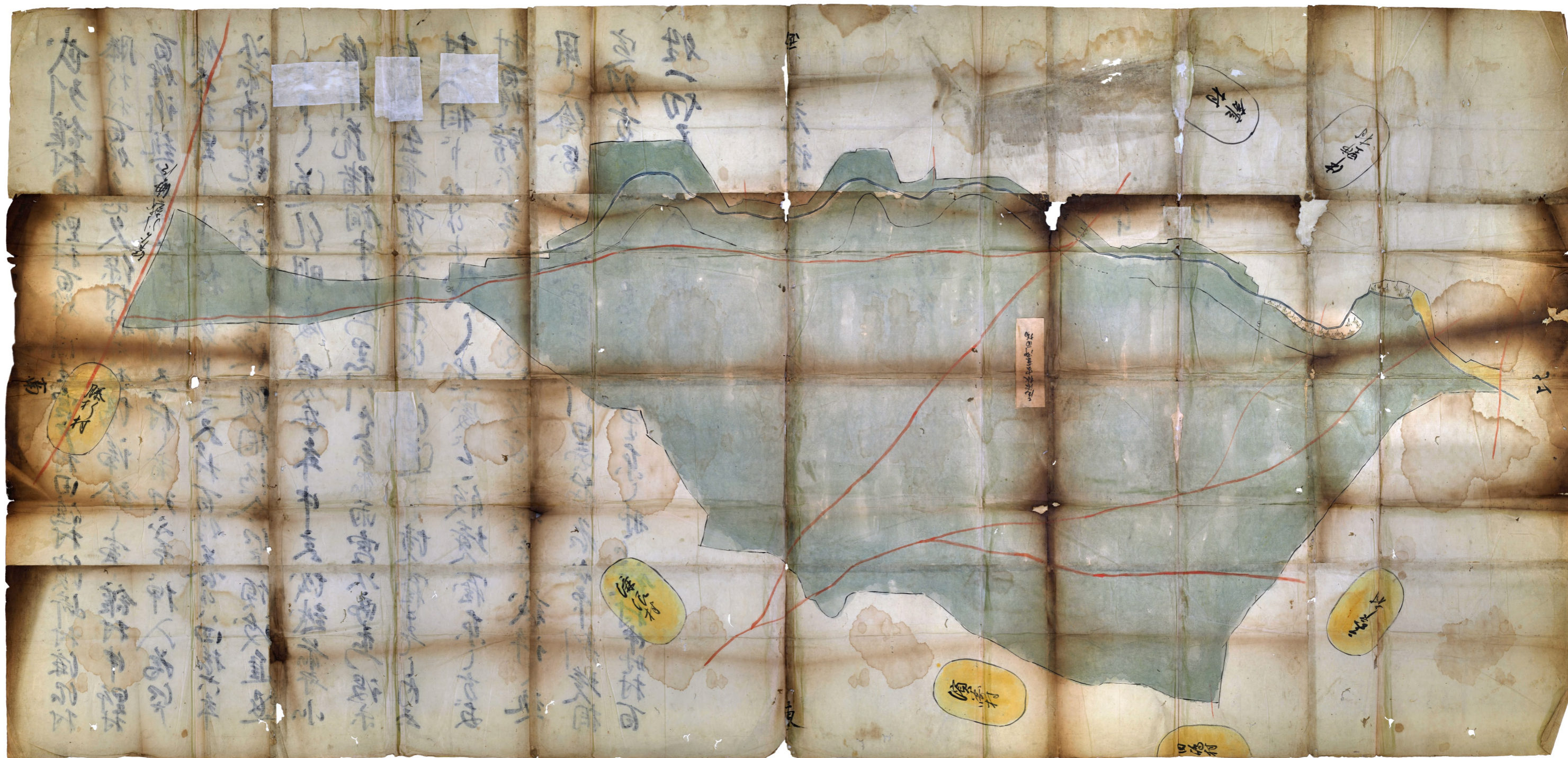


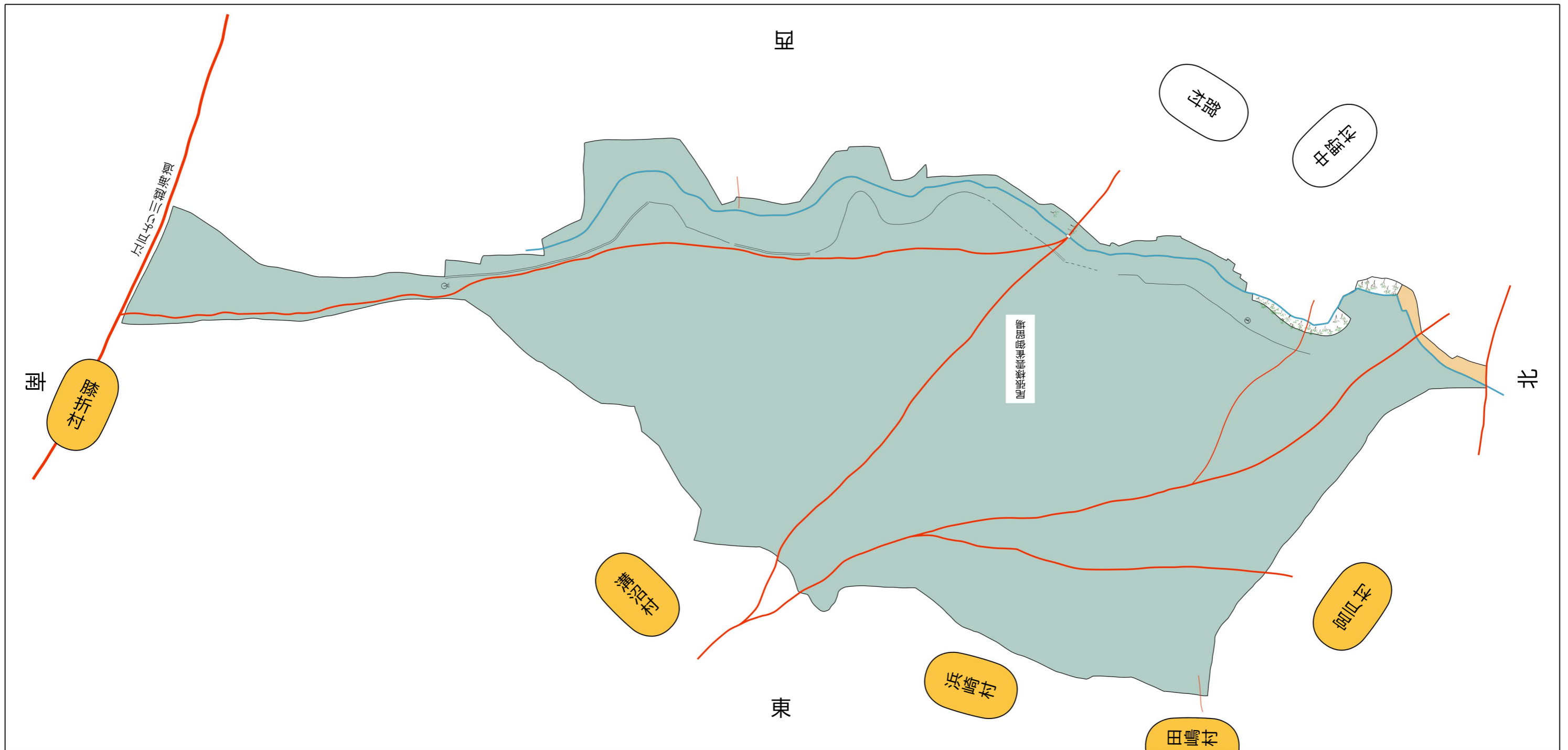


朝霞市指定有形文化財（古文書）

「元禄七年秣場争論裁許絵図」

元禄7年（1694）8月14日／朝霞市教育委員会蔵（縦115.0cm×横242.5cm）





江戸時代に入ると、境界や権益を巡って村々の間でたびたび争いがおき、訴訟にまで発展する場合もありました。同じ領主が知行していた村と村との争いの場合は、訴訟の処理は領主に任せられていましたが、領主が異なった場合、幕府がその処理にあたり、評定所でその裁許が下されました。この絵図はそうした訴訟の判決文として書かれたものです。

その内容は、現在にその範囲を当てはめると、南は川越街道（旧道）から北は慶應義塾志木高校の先にまでおよぶ、広大な秣場（まぐさば）を巡る争いについてのものです。宮戸村、浜崎村、田島村、溝沼村、膝折村の5か村入会（※共同利用のこと）で利用していたこの秣場について、館村と中野村がその権利を主張して訴えたものです。

秣場とは、近世の農村にとって不可欠な、肥料や家畜の飼料、燃料や建材などの生活資材を採取できる、田畑に開発されていない林野のことです。特にまだこの時期は肥料が商品化しておらず、自前で調達しなければならないという事情があったため、年々開発を行い、新しい田畑が増えていくと、秣場は減っていくことになり、耕作地が増えるにもかかわらず、それを支える肥料の供給源は減るという問題が表面化しつつありました。当然どの村も自分たちが利用できる秣場の権益を確保もしくは拡大したい思惑があり、この時期には全国的にこのような訴訟が行われていたようで、元は入会地だった秣場は、村ごとの単独の利用地としてその境界線が引かれるようになり、後の時代にはそれらも新田開発されていきます。

館村と中野村の訴えに対し、幕府評定所は、5か村側が主張した、この係争の46年前の慶安年中に江戸海道（川越街道）より境窪（境久保）までは5か村の入会である旨と秣場の地境を記した証文の存在を確認し、館村と中野村が境窪（境久保）の東に境をさす目印を建てたことには非があるとして、慶安年中の絵図と同様の境を記した絵図（裁許絵図）を作成して、それぞれの村に下げ渡したようです。

西に野火止用水が流れ、水を得られるこの台地上は、この裁許の後、享保19年（1734）に新田開発（畑作新田）が行われ、それぞれの村ごとに分けられることとなりました。

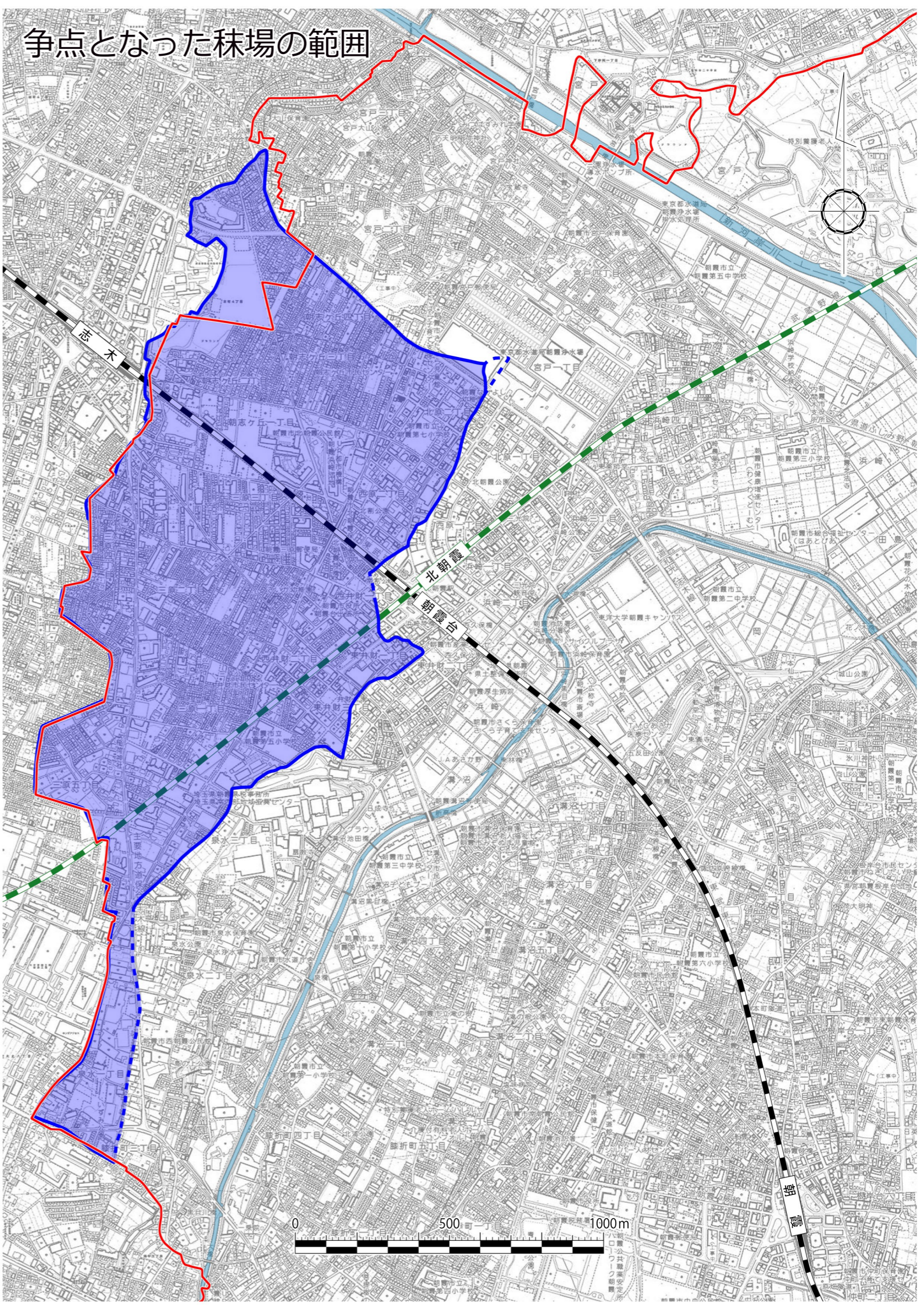
武州館村中野村百姓と同宮戸村田嶋村濱崎村溝沼村
 膝折村百姓龜久保村野守秣場諍論之事館村中野村
 百姓訴趣自分草刈場江五ヶ村之者理不盡二押入為江
 領五ヶ村野之由申掠之旨申之五ヶ村百姓答候八四拾六年
 以前御證文被下置地境相極全江戸領致進退
 之由申之遂糺明處慶安年中宮城越前守北
 條新藏猪飼半左衛門黒川与兵衛雨宮次郎衛門設案
 勘左衛門出置證文之面江戸海道より境達まで之内五ヶ
 村入相二申付候由載之然處二今般境達東之方二両
 村百姓勝示立候段非據至也依之往年裁許之趣
 用之繪圖之面境達通引墨筋各加印判境相
 定双方江下置候条墨筋より東之野江館村中野村百
 姓一切不可入者也

元禄七年甲戌八月十四日

井三十郎
 稻伊賀
 松美濃
 川攝津
 能出雲
 本紀伊
 戸能登
 松吉岐

元禄七年秣場争論裁許絵図 裏書

争点となった秣場の範囲



武州館村中野村百姓と同宮戸村田嶋村濱崎村溝沼村
 膝折村百姓龜久保村野守秣場諍論之事館村中野村
 百姓訴趣自分草刈場江五ヶ村之者理不盡二押入為江
 領五ヶ村野之由申掠之旨申之五ヶ村百姓答候八四拾六年
 以前御證文被下置地境相極全江戸領致進退
 之由申之遂糺明處二慶安年中宮城越前守北
 條新藏猪飼半左衛門黒川与兵衛雨宮次郎衛門設案
 勘左衛門出置證文之面江戸海道より境達まで之内五ヶ
 村入相二申付候由載之然處二今般境達東之方二両
 村百姓勝示立候段非據至也依之往年裁許之趣
 用之繪圖之面境達通引墨筋各加印判境相
 定双方江下置候条墨筋より東之野江館村中野村百
 姓一切不可入者也

元禄七年甲戌八月十四日

井三十郎
 稻伊賀
 松美濃
 川攝津
 能出雲
 本紀伊
 戸能登
 松吉岐